

地方自治法第199条第14項の規定により令和3年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 の 対 象	会計課
指摘を受けた監査結果	令和3年10月19日 監査結果報告書
監査の結果	措置状況
○指摘事項 会計課保管の現金領収簿の確認を行ったところ、佐賀銀行出納印のない領収証書(控)(平成29年度中に発行したもの)が3件あり、調査した結果、納入されていないことが判明した。現金領収簿の取り扱いについては、各課へ指導されたい。 ○注意を求める事項 該当事項なし	現金領収簿については使用後、会計課返還時に検査を行い、新しく交付する取扱いになっております。 指摘の税外領収簿は複数年使用しているため、使用者も替わることにより煩雑になっておりました。 今後は毎年度検査を行い、適正な処理を行うよう指導をしていきます。

監 査 の 対 象	税務課	
指摘を受けた監査結果	令和３年１０月１９日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 ・令和２年度固定資産税の減免について 固定資産税減免申請書に基づき現地調査を行ったうえで減免理由を記し、起案し決定しているということだが、今回の案件について固定資産税減免申請書はあるものの、起案がされずに減免し、更正を行っている。減免理由が不明である。 ・令和３年度固定資産税の減免について 令和２年度に減免をした案件については台帳上減免となるということであり、併せて固定資産税減免申請書を取り、減免理由を記し、起案し減免を決定しているということである。今回の案件は３月３１日に納税義務者宛に固定資産税減免申請書を送付しているものの未だに提出がされていないにもかかわらず、５月１日に減免を行った納付書を送付したということであった。事務手続きが適正にされていない。 ○注意を求める事項 該当事項なし		減免申請書が提出された際は、必ず減免理由が明記された起案を作成する。 減免申請書提出されていなかったが、再度探したら、令和３年１２月１日減免申請書発見。 現地確認や聞き取り等で活動の実績がなかったので、令和３年度は減免の取り消しを行った。 今後は、減免理由、活動実績等を十分精査し、適正な事務手続きをする。

監 査 の 対 象	人権・同和対策課	
指摘を受けた監査結果	令和４年３月９日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 令和２年度多久市人権・同和教育推進協議会補助金 各町への補助金 20,000 円×5 地区について決算額以上の補助金を交付しているので返還させるべきである。補助金交付事務の審査については適正に行われたい。 ○注意を求める事項 該当事項なし		令和２年度多久市人権・同和教育推進協議会補助金 各町への補助金 20,000 円×5 地区については、決算額を確認し精算を行います。令和３年度中に返還するようにいたします。 今後は、年度内に精算を行い、適正な補助金の交付事務に努めます。

監 査 の 対 象	教育振興課	
指摘を受けた監査結果	令和４年３月９日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 該当事項なし ○注意を求める事項 ・ふるさと応援寄附活用事業を利用して、東原庫舎の改修工事を５件なされているが、それぞれ地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号を適用して随意契約を行っている。 工期もほとんど同時期であり、１つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけではなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を利用して、自動水栓取替工事を５件なされているが、それぞれ地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号を適用して随意契約を行っている。 工期が同じであり、１つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。		今後、同一事業として発注・契約できる事案については適切な事務処理に努めます。

監 査 の 対 象	議会事務局	
指摘を受けた監査結果	令和３年６月１６日付、令和３年度定期監査結果報告書の とおり	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 昨年度、各種委員会の会議録については指摘事項としてあげたところである。会議録の早期作成については職員間での進捗状況の共有化などを行い会議録未完了の解消に向け、努力をされているが未だに作成されていないものが多数見られた。 会議録の記録については、多久市議会委員会条例第３０条に定められているものであり、早急に作成されたい。		令和４年３月３０日現在で、令和元年度までの会議録については、令和３年３月２９日報告時点で残り７６件ありましたが、この分についてはすべて完了しました。同じく令和２年度分が７４件中残り３５件でしたが、２４件作成し、現時点で残り１１件となっています。 あと令和３年度分が５７件中残り２１件となっており、全体ではあと残り３２件となっています。 会議録作成については、業者委託のほか、事務局職員で分担して会議録の調製にあたるなどして、早期完了に向け業務にあたっています。
○注意を求める事項 該当事項なし		

監 査 の 対 象	学校教育課	
指摘を受けた監査結果	令和4年3月9日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 令和2年度多久市学校給食振興事業補助金782,200円の決算書において8月分の燃料費316,870円、光熱水費917,564円を計上されている。多久市学校給食センター管理運営業務委託の中に含まれるものと思われる。使い方に疑義がある。 ○注意を求める事項 ・新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を利用して、義務教育学校網戸設置工事を5件されているがそれぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。 工期もほとんど同時期であり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけではなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。 ・東原庁舎東部校でマクセルオゾン除菌消臭器31,500円を30台 合計940,500円を購入されているが分割して契約する必要はなく、一括して入札すべき案件である。		令和2年度多久市学校給食振興事業補助金につきましては、燃料費、光熱水費について補助対象額経費を確定させ、補助対象経費以外の経費については、令和4年度中に返納するよう事務を進めます。 学校教育課長から学校長に委任されている「1件50万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること」の範囲内の場合においても、工事、物品購入等が「同時期、同種」の案件は、スケールメリットの観点からも学校教育課において「入札・見積合わせ」による「一括の契約・発注」を実施するなど、事務の適正な執行に努めます。